

## 保育所等を利用中の方によくある質問

保育所等入所決定時や現況届提出時によくある質問について掲載いたします。

### 【保育所等の利用時間について】

Q.保育所は何時から何時まで利用できるのですか？

A.保護者の就労時間に応じて必要な時間のみ利用することができます。

例えば、家族の習い事の送迎にかかる時間や買い物などの時間については利用時間に含まれません。

### 【家庭状況・就労状況関係について】

Q.出産に伴い、育児休業を取得するのですが、保育所在園中の上の子は継続して利用できますか？

A.入所しているお子さんについては、原則退所していただきます。ただし、次年度に小学校就学を控えているなど、入所児童の発達上、環境の変化が好ましくないと判断されるときは、継続して入所可能な場合もあります。その場合は、継続入所の認定をする必要がありますので、育児休業開始前までに手続きをしてください。

Q.父親または母親が退職や転職をしたときはどうしたらよいですか？

A.退職の場合、保育の認定事由を『就労』から変更する必要があります。また、転職の場合でも、勤務時間によっては「保育標準時間認定」・「保育短時間認定」のどちらかに変更になる可能性がありますので、必ず保育所等へ連絡してください。

Q.引っ越しや離婚再婚等で世帯状況に変更があったときはどうしたらよいですか？

A.町内転居や家庭状況に変更があった場合（妊娠、出産、婚姻、離婚、死亡、障害手帳の取得）、就労先が変わった場合等は、支給認定変更申請書等の提出が必要になりますので、すみやかにご利用中の保育所等へご連絡ください。

### 【転出について】

Q.他市町村に転出することになった場合の手続きはありますか？

A.退園届を保育所等に提出することになります。

注）利用する施設のある市町村に月の1日時点で『住民登録』がなければ、その市町村の施設を利用する事はできませんので、転出される前に保育所等へご連絡ください。